

前橋市女性活躍のための在宅ワーク推進事業に係る 公募型プロポーザル実施要領

前橋市女性活躍のための在宅ワーク推進事業委託業務の企画提案を募集します。

業務の目的を達成する上で有効な提案を募り、最良な提案を選定するため、プロポーザルの実施に必要な事項を定めます。

1 業務の趣旨・目的

本市の女性の有業率は、平成29年度から令和4年度にかけて全世代において上昇傾向にあり女性が働きやすい環境が整ってきたと判断できますが、35～44歳の女性有業率をみるとややM字カーブの傾向も依然としてみられることから、出産、子育て、介護など様々なライフイベントに応じて仕事と家庭が両立できるような、柔軟な働き方の支援を継続して行う必要があると考えられます。

また、女性の就業支援として、ジョブセンターまえばしにおける総合的就職支援や労働者向けのテレワーク入門セミナーの開催等、多様な働き方の充実に促進してきましたが、その後のアンケート結果等をみると、市内女性の在宅ワークの需要がある一方で、在宅ワークに必要なデジタルスキルの習得や在宅ワークで働く事ができる就業先へのマッチングの機会が少ないことが課題となっています。

そこで、多様化するライフスタイルに対応できる在宅ワーカーとして活躍するためのスキル習得に向けたセミナーを開催し、就労までを支援することで、女性の有業率の向上や将来的な労働力の確保及び市内経済の活性化を図ることを目的として、事業公募を行います。

2 業務内容

(1) 業務名 前橋市女性活躍のための在宅ワーク推進事業委託業務

(2) 業務内容

在宅ワークに興味を持つ女性を対象とし、在宅ワークに関する知識全般、就労につながるスキルアップセミナーを開催し、その後の就労支援に向けたフォローアップまで実施すること。

① 企画

本業務の企画全般を運営すること。

② 広報・集客・受講者管理

より多くの方の参加につながるよう、事業周知のチラシ作成や広報、集客を行うこと。また受講者の管理を行うこと。チラシのデザイン、印刷枚数等は市と協議の上決定すること。

③ セミナー開催

在宅ワークに興味を持つ女性を対象とし、在宅ワークに関する知識全般、就労に繋がるスキルアップセミナーを6回以上開催すること。

1 回当たり 2 時間以上とし、参加者数は 15 名以上 30 名以下とする。

実施体制については、受講者の満足度向上につながるよう、オンラインでの開催や現地に講師を派遣するハイブリット型での開催も含めて、市と協議の上で決定すること。

なお、提供するプログラムには、以下の内容を含むこと。

ア 在宅ワークに必要な知識全般に関すること

イ 在宅ワークに必要なデジタル基礎や、コンタクトセンター業務、office 講座などのスキル習得に関すること

ウ 在宅ワーカーとの座談会

エ 在宅ワークの就労疑似体験

④ フォローアップ

スキルアップセミナー内容及び在宅ワーク就労に関する相談会などのフォローアップの場を設け、以下の内容を含むこと。

ア 講義内容に関する課題提出によるフォロー

イ 講義内容のストリーミング配信

ウ 在宅ワークでの仕事探しのポイントや仕事体験談などの先輩ワーカーとの個別相談会

エ 受講者のうち希望者に対するビジネスマッチングの支援

なお、回数や実施形式は発注者と協議の上で決定すること。

また、セミナー終了後であっても、業務委託期間中は受講者からの相談や質問を受け付け、委託業務内容の範囲内で適宜対応できる体制を整えること。

オ マッチングイベントの開催

就業希望者のための在宅ワークが可能な企業とのマッチングイベントを開催する。マッチング先の企業は市内企業を中心に広く参加を働きかけることとし、イベントの開催形式はオンラインでの開催も可とする。

⑤ アンケート・追跡調査の実施

セミナー終了後から一定期間経過後、受講者に対して、事業効果の測定を目的としたアンケート調査及びセミナー受講後の就業状況に関する追跡調査を実施し、結果を報告すること。

⑥ 業務報告

セミナー等終了後速やかに、日時、場所、内容、講師名、出席者数、出席者名、その他市が必要と認めた事項を任意の様式にて報告すること。

⑦ 実施体制について

本業務の実施に当たり、業務実施、労働者管理のための管理責任者を 1 名配置すること。また、講師の調整・手配、テキスト等の制作、撮影・会場等の確保・手配、必要な設備・機材の確保・手配、動画の撮影・編集及び配信に必要なスタッフの手配等を実施すること。

⑧ 一括再委託の禁止

受託者は、本業務の全部又は主たる部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせ

てはならない。ただし、主たる部分を除き、予め発注者の承諾を得た場合はこの限りでない。

⑨ 個人情報の保護

受注者は、本業務の履行に際し、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。また、知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

⑩ 紛争処理

受託者は、本業務の履行に際し、第三者との間に紛争等が生じた場合は、当該紛争の原因が発注者の責めに帰す場合を除き、受託者の責任及び負担において一切を処理すること。

(3) 経費

本事業の対象とする経費は、人件費、旅費、会場費、謝金、物品購入費、印刷製本費など、委託事業者が事業の遂行に直接必要な経費及び事業成果の取りまとめに必要なものとする。

(4) 成果報告

事業完了後、事業完了報告書を作成し、委託業務で使用した資料等と共に市へ提出する。

① 事業完了報告書（紙及び電子データによる納品）

② 委託業務で使用した資料等（同上）

3 予算額

金 3, 484, 000 円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）を予算の上限額とします。

4 契約期間・履行期間

契約締結時から令和 8 年 3 月 20 日（金）まで

5 応募資格

次に掲げる条件を全て満たし、業務を安定的・円滑に実施できることとします。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号の規定による本市の入札参加制限を受けていない者であること。
- (3) 本市の令和 6・7 年度前橋市物品購入等及び役務業務競争入札参加資格の申請を行い、当該競争入札参加資格の認定を受けており、かつ、当該認定を受けた品目に「(大分類) 研修講習 (小分類) 研修・講習」が含まれていること。または、法人税、消費税、地方消費税等の租税及び労働保険料を滞納していないこと。
- (4) 前橋市暴力団排除条例（平成23年前橋市条例第38号）に規定する暴力団員等（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号の規定に該当する者を除く。）でないこと。

- (5) 企画提案募集に係る公告の日から受託者候補の特定の日までの期間に、前橋市物品の製造等業者指名停止措置要綱第2条又は前橋市建設工事等暴力団排除対策措置要綱第2条の規定による指名停止期間中の者ではないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（会社更生法第199条第1項の規定による更生計画の認可又は民事再生法第174条第1項の規定による再生計画の認可がされている者を除く。）でないこと。
- (7) 過去に在宅ワークのためのスキルアップセミナー開催業務及びそれに類する業務を国又は地方公共団体等から受注した契約実績があること。

6 スケジュール

プロポーザル実施要領の公表	令和7年5月19日（月）
質問受付期間	令和7年5月19日（月）～6月2日（月） ※6月6日（金）までに随時回答
提出書類受付期間	令和7年6月6日（金）～13日（金）必着
プレゼンテーション・ヒアリング審査	令和7年6月24日（火）予定
審査結果通知書の発送	令和7年6月27日（金）予定
契約締結、業務開始	令和7年7月7日（月）予定

7 質問受付及び回答

本実施要領の内容等について疑義を生じた場合は、質問内容を簡潔にまとめて質問書に記入し、次の方法で提出してください。

質問受付期間	令和7年5月19日（月）から6月2日（月）まで
質問様式	様式3
提出方法	電子メールで提出してください。 電子メール：kougyou@city.maebashi.gunma.jp
回答方法	令和7年6月6日（金）までに随時、前橋市HPに掲載します。
留意事項	・件名は「在宅ワーク推進事業プロポーザルに関する質問」としてください。 ・定められた様式以外での質問は行わないでください。 ・電子メール以外での質問は行わないでください。 ・説明会は実施しません。

8 応募の手続等

「5 応募資格」を全て満たすもので本プロポーザルに応募するものは、次のとおり応募申請書等を提出してください。

(1) 応募申込について

- ① 受付期間 令和7年6月6日（金）から6月13日（金）午後5時まで（必着）

- ② 提出方法 持参又は郵送（一般書留・簡易書留）

(2) 提出書類について

- ① 応募申請書（様式1）…1部
② 業務実施体制申告書（様式2）…5部
③ 企画提案書…5部

※提案内容の様式は自由とします。ただし、サイズはA4版の両面印刷で作成し、やむを得ずA3版を使用する場合には片面印刷でA4サイズに折込をすること。
※審査は事業者名を伏せて実施しますので、提案書内には事業者名等の特定でき得る情報は入れないでください。なお、該当する情報が見受けられた場合は、審査前に市で黒塗り等の対応をすることがあります。

- ④ 見積書（任意様式）…5部

※総額だけでなく、経費の内訳がわかるように記載してください。

【入札参加資格のない者】

- ⑤ 法人登記簿謄本、直近の収支決算書、本社所在地の完納証明書…各1部

(3) 提出書類の取扱い

- ① 記載内容の変更等の禁止

提出された書類は、これを書き換え、差し替え、又は撤回することはできません。

- ② 提出書類の返却

提出された書類はお返しできませんのでご了承ください。

- ③ 費用について

応募申請に要する一切の費用は、申請者の負担とします。

- ④ 公表について

選定に係る公表等を行う場合に、応募書類の内容の全部又は一部を使用する場合があります。

- ⑤ 資料の取扱い

市が提供する資料は、応募に関わる検討以外の目的で使用することを禁じます。

また、この検討の目的の範囲内であっても、市の了承を得ることなく第三者に対してこれを使用する、又は内容を提示することを禁じます。

9 審査

提出された書類に基づき、プレゼンテーション・ヒアリング審査を行います。その結果最も優れた企画提案を提出した事業者を契約の優先交渉者として決定し、交渉を行います。

(1) 日 時

令和7年6月24日（火）予定

※提出された書類に基づくプレゼンテーション・質疑により候補者を選出します。

※各事業者15分のプレゼンテーション、10分の質疑応答を予定します。

※応募申請書等に記載の連絡先にメール又は電話で、実施場所及び予定時刻をお伝え

します。なお、予定時刻に遅れた場合は、遅れた時間を持ち時間から除くこととします。

※説明者は1社2人までとします。

※プレゼンテーションを実施していただく際は、資料や名札等で参加事業者名が特定されないような配慮をお願いします。

(2) 選定審査委員会

選定に当たっては、外部委員等で構成する選定審査委員会を設置し、委員会が次の選定基準に基づいて申請者の評価をした後、委員会の評価の結果・意見を踏まえて、優先交渉者を選定します。

(3) 選定基準

① 実現性・実行体制

類似業務の経験、実績が豊富で、提案内容が市担当課と連携・意思疎通を図りながら、スケジュール感を持って進捗できる体制がとられているか。

② 企画力

本実施要領で提示した業務内容を理解するとともに、ターゲットを捉えた独自性のある企画提案となっているか。

③ 費用対効果・効率性

委託費用に対するセミナーの規模・周知方法、フォローアップ体制など、効果・効率性及びコストパフォーマンスが高いものであるか。

なお、次に該当する応募は失格とします。

- ・資格要件を欠くもの
- ・提出書類に虚偽の記載があったもの
- ・見積金額が要領3に記載の予算上限額を超える場合
- ・提出書類等の提出期間を過ぎて提出したもの
- ・複数の申請を行い又は複数の事業計画書を提出したもの
- ・その他選定に係る不正行為があったもの

(4) 選定結果の通知及び公表

令和7年6月27日（金）予定

選定結果は、全ての応募者に文書により通知します。また、前橋市ホームページにおいて公表します。

10 契約

- (1) 企画提案内容がそのまま契約内容となるものではなく、具体的な契約内容及び金額は前橋市との交渉により、決定します。
- (2) 優先交渉者との交渉が不調に終わった場合、次順位者と交渉する場合があります。
- (3) 業務により作成された成果品に関する全ての権利は前橋市に帰属します。
- (4) 本業務に係る入札保証金、契約保証金の扱いはありません。

11 その他

実施要領に記載のない事項及び内容の詳細については、その都度、前橋市との協議により決定するものとします。

12 別添資料等

- (1) 応募申請書（様式１）
- (2) 業務実施体制申告書（様式２）
- (3) 質問書（様式３）
- (4) 辞退届（様式４）

13 提出先・問い合わせ先

〒371-8601

群馬県前橋市大手町二丁目12-1

前橋市 産業経済部 産業政策課 雇用促進係
担当 矢村

電話番号 027-898-6985

Email kougyou@city.maebashi.gunma.jp